

## 平成29年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成29年11月9日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時24分閉議

---

### 本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成28年度一般会計歳出（3民生費児童福祉費～7商工費）

閉議宣告

---

### 出席委員（17名）

委員長	井上久嗣君	副委員長	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	岡崎治夫君
委員	粥川章君	委員	国忠崇史君
委員	斉藤昇君	委員	十河剛志君
委員	谷守君	委員	谷口隆徳君
委員	丹正臣君	委員	出合孝司君
委員長	遠山昭二君	委員	松ヶ平哲幸君
委員	村上緑一君	委員	山居忠彰君
委員	渡辺英次君		

---

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院事務局長	加藤浩美君

こども子育て 応援室長	平岡恵子君	経済部次長	藪中晃宏君
国営農地再編 推進室長	三上正洋君	建設水道部技監	工藤博文君
財政課長	丸徹也君	子育て支援課長	藪中洋行君
保健推進課参事	東川由美君	保健推進課参事	石川美由紀君
農業振興課参事	林秀忠君	商工労働 観光課長	徳竹貴之君
建築課長	佐々木誠君	建築課参事	峯垣智剛君
林務課長	鶴岡明広君	農業振興課主幹	市橋信明君
国営農地再編 推進室主幹	喜多伸光君	環境生活課主査	上川学君
子育て 支援課主査	佐野貴敬君	あさひ保育園 主査	前澤亜由美君
商工労働観光課 主査	佐藤政臣君	商工労働観光課 主査	小林真二君
建築課主査	佐藤志津子君	林務課主査	多羽田司君

---

教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	村上正俊君
--------------	-------	-----------------	-------

---

農業委員会会長	松川英一君	農業委員会 事務局長	武田泰和君
---------	-------	---------------	-------

---

監査委員	吉田博行君	監査委員 事務局長	穴田義文君
------	-------	--------------	-------

---

#### 事務局出席者

議会事務局長	浅利知充君	議会事務局 総務課長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課主幹	前畑美香君	議会事務局 総務課主事	駒井靖亮君

---

(午前10時00分開議)

○委員長(井上久嗣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(井上久嗣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

---

○委員長(井上久嗣君) ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長(喜多武彦君) おはようございます。

それでは、昨日に引き続き一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

第3款民生費の質疑を行います。

第2項児童福祉費について御発言ございませんか。村上委員。

○委員(村上緑一君) まず、朝のトップバッターということで担当者の方にはよろしくお願ひします。

それでは、児童福祉費の一時保育事業について伺いたいと思います。

まず初めに、この事業の趣旨の説明をお願いしたいと思います。

○副委員長(喜多武彦君) 東川保健推進課参事。

○保健推進課参事(東川由美君) 一時保育事業ということで、一時保育事業とは、保護者のパートタイム就労、病気や出産などによって保護者が保育が必要になるときに、保育園で一時的に保育サービスを提供する事業です。

一時保育が利用できる具体的な条件には大きく3つあります。1つには、勤務形態の多様化に伴うパートタイム就労、そして職業訓練、ボランティア活動などによって保育が必要となった場合。2つ目には、保護者の病気や出産、介護、看護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない理由によって緊急的に保育が必要になった場合。そして最後、3つ目です。保護者の育児などに伴う心理的、そして身体的負担を解消するために、私的理由によっての理由により保育が必要になった場合、以上3種類があります。

以上です。

○副委員長(喜多武彦君) 村上委員。

○委員(村上緑一君) ありがとうございます。

子育ての中には本当に必要不可欠ということで、やはりいろんな悩み、または短期間就労の中で、今のニーズに合った本当に事業だと思います。

その中で、今、28年度の一時保育事業の利用者の利用状況について説明を求めます。

○副委員長(喜多武彦君) 東川参事。

○保健推進課参事(東川由美君) 平成28年度の利用状況について申し上げますと、あいの実保育園においては延べ3,311名であり、内訳としましては、保護者の仕事などによる利用が1,511名で45.7%、リフレッシュや上の子の行事への参加などの理由による利用が1,481名で44.7%、

保護者の出産や受診、冠婚葬祭などによる利用が319名で9.6%となっております。

あさひ保育園においては延べ417名の利用で、リフレッシュなどによる利用が278名で66.7%、保護者の仕事などによる利用が119名での28.5%、保護者の出産などによる利用が20名で4.8%となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

今の利用状況なんですけれども、例えば、27年度とちょっと比べてみたんですけれども、27年度では2,993人の利用があった中で、今回の28年度は3,311人ということで318人ほどの利用が、あいの実保育園のほうでは多いということ。また、あさひ保育園の中では、27年度では262人、平成28年度では417人ということで、155人の増加があったということなんですけれども、今の利用状況と比べると、利用者が本当に多く今のニーズに合った事業が、周知も含めてなってきたかなと思うんですけれども、今後の利用状況の推移も含めて、ちょっとお考えをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○副委員長（喜多武彦君） 東川参事。

○保健推進課参事（東川由美君） 昨年度と比べますと、あいの実の保育園、あさひ保育園ともに利用者は伸びておりますが、平成29年度、今年なんですけれども、上半期の利用状況を見ますと昨年より減少している状況です。

本市の出生数についてです。平成26年度が100名、27年度が110名、28年度は104名となっており、出生数の変動は少ない状況ですが、一時保育の利用状況については、その年の保育園や幼稚園の利用状況、また保護者の短時間勤務、出産や緊急利用者の数などによって増減もしており、一概に利用者の増加が見込まれるともいえない状況です。

ただし、利用児童の低年齢化や配慮を要する児童が増えている状況でもありますから、今後その傾向は続くものと思われま。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

一概に29年度は、そういう利用状況は児童数の子供の減少ということで減る。このいろんなニーズの中では結構利用はあると思うんです。

子供も含めて今の利用状況が増している中なんですけれども、その中で、今、担当保育士の9名、あいの実なんですけれども、あさひ保育園では1名ということで、今の担当保育で本当に間に合っているのか含めて、今、結構介護職とか保育職というのは結構重労働で、その職場環境が大変だということも伺っていますので、そういったことも含めてちょっと伺いたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 東川参事。

○保健推進課参事（東川由美君） あさひ保育園の一時保育につきましては、通常の保育と同じ保

育室と一緒に実施をしております。一時保育の利用者は多い日でも2、3名です。このことから子供が固定化しているため、保育については円滑な保育が行われているところです。今後も現状の保育室で、あさひ保育園については対応できるものと考えております。

一方、あいの実保育園につきましては、利用定員がおおむね20名ということで利用される人数が多いことから、専用の一時保育室で嘱託職員3名、非常勤職員6名の保育士での対応となっております。近年は、対象児童の低年齢化が進んでおり、子供の発達に合わせて個別の対応が必要にもなってきています。このような利用希望者が多いときには、一時的に調整をさせていただく場合もあります。

これらの状況も踏まえ、今後、保育士数の検証も必要と考えております。地域における家庭に対しての支援がますます求められていることから、これからも引き続き安全・安心な保育サービスの提供に努めてまいります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ、今、少子化の中で本当に必要な事業だと思います。こういった一時保育事業の充実をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

児童福祉費の中の子育て世代包括支援センター運営事業について伺いたいと思います。

それでは、新規事業ということなんですけれども、子育て世代包括支援についての考え方、また必要性についての説明を求めたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 石川保健推進課参事。

○保健推進課参事（石川美由紀君） 市では、妊娠期から子育て期にわたる支援につきまして、以前から保健福祉センターと子育て支援センターが連携を図りながら、必要なときには家庭相談員、医療機関、福祉機関、保健所など、いろいろな関係機関と連携を図りながら支援をしております。

そのような中で、母子手帳の発行を初めとする妊娠期から出産に関することや親や子の健康に関することにつきましては保健福祉センターが、育児に関することにつきましては子育て支援センターが主に担ってまいりましたことから、それぞれの成長過程におきまして、相談とか支援する主なる機関が異なる場合がありますことから、妊娠期から子育て期まで、より切れ目のない支援を行うため、平成28年4月から子育て支援センターの中で子育て世代包括支援センター事業を開始いたしました。

この子育て支援センターの中に保健師と子育て支援員が常駐しまして、保健福祉センターや関係機関との連携を行いながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目なく安心して利用していただける場所として開始しているところでございます。

センターに保健師がいることによりまして、母子健康手帳の発行や妊婦の御相談、遊びに来られる保護者からの健康や発達についての御相談や予防接種、医療などに関する御相談などに

も多角的に対応できるようになったものと考えているところでございます。

そして、妊娠期から育児期までの長い間、関係機関との連携を図りながら、同じ施設において継続した支援を行うことができるようになったことから、それぞれの時期における育児不安の解消や孤立化の防止などに大いに役立つものと考えているところでございます。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） それでは、この事業についてなんですけれども、プレママ・パパ育児講座ということで事業を行っていますけれども、この事業の利用状況も含めてお願いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 石川参事。

○保健推進課参事（石川美由紀君） 平成28年度のプレママ・パパ育児講座の内容についてでございますが、子育て支援センターを会場とするマタニティスクールを保健福祉センターとの共催により6回実施いたしましたほか、メディアと子育てのかかわり方など子育て講演会を2回、妊娠中の方のリフレッシュを目的としたマタニティヨガ教室を1回実施いたしました。

そのマタニティスクールの中では子育て支援センターの紹介のほか、お腹の中のお子さんに思いをはせながら手づくりおもちゃを作成したり、絵本の御紹介や赤ちゃんの抱っこ体験、出産や育児の体験談を先輩にお聞きするなど、出産や育児のイメージが膨らむような内容で行っております。

また、父親の参加もしやすいように土曜日に開催しましたマタニティスクールでは、御夫婦で妊娠、出産、育児を考えていただけるように助産師からの講話や父親の妊婦体験、育児に関する体験談などを行い、参加者からは妻の大変さがわかり妊娠中から家事の分担を始めたり、出産後は積極的に子供にかかわりたいというような御意見もいただいているところで。

また、マタニティスクールを通して、初めて子育て支援センターにお見えになった方からは、出産後も利用したいというお話も出されており、実際に御利用いただく保護者の方も多ことから、今後も継続して実施していきたいと考えているところで。

出席人数といたしましては、合計9回のプレママ・パパ育児講座の開催で107人の参加があり、そのうちプレパパの参加は17名となったところでございます。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

今、子育ての中でもパパも結構参加して、本当に一緒になって子育てということで、今の世代の男性は本当にすばらしいと思います。私ども、ちょっと反省する面ありますけれども、それも含めて今後ともいろいろ育児の相談などは、やはり充実の中で進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問なんですけれども、今回、車両を購入しているんですけれども、自宅の支援ということで行かれて、いろんな形で相談なり、そういう形のいろんな支援があります

よということで、説明とかいろいろな中で進めていると思いますけれども、この車両購入に対してどういう利用がなされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 石川参事。

○保健推進課参事（石川美由紀君） 妊娠中から子育て期までの相談支援の中で、やはり来ていただいての御相談のほかに、御自宅にお伺いされて御相談を希望されるという方もいらっしゃいますことから、そのような方には、子育て支援センターのほうから御自宅のほうにお伺いさせていただいて相談支援を行っているところでございます。

訪問時には、遊び方やかかわり方のコツをお伝えしたり、その中で育児不安とか育児ストレスの軽減を図りながら、また、できるだけ子育て支援センターのほうにも来ていただけるようなお話もさせていただいたりしております。また、継続して訪問させていただいている場合もあります。その結果、子育て支援センターのほうにお見えになるようになり、そこで育児の仲間ができていられる方もいらっしゃる状況です。

今後におきましても、地区担当保健師など関係機関との連携を密にとりながら、妊娠中から子育て期までの保護者の方が安心して子育てができるように、訪問支援の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから、同じ児童福祉費の中の私立認可外保育所運営補助事業について、何点か質問をさせていただきます。

本市には保育所がさまざまありますが、ただいま村上委員からお話のあった市が設置をして運営をしている市立の保育園、それと、市が設置をして地域の運営委員会に任せる僻地保育所、保育園、そして、この私立と3種類のパターンが考えられるのかなと思います。そして、今では認定こども園ということで保育所型の認定こども園も考えられますけれども、本市にはないということで、先ほどの3パターンの保育所が本市にはあるということになるかと思います。

現在、今残っている認可外保育所ということでは、こぶたの家保育園さんと、それと地域でやっている南町保育所ですか、その2件しかないということで、近年までは、私の地域にもありました観月保育所であるとか東丘保育所、それからつくも保育園も、昔は何年か前かではあったんですけれども、少子化により運営ができなくなってなくなったという経緯もございます。

そういったことを踏まえまして、今回質問をさせていただきたいということなんですが、まず、この補助事業ですけれども、この目的はどのようなことになっているのか確認のためにお願います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐野子育て支援課主査。

○子育て支援課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

本事業につきましては、士別市認可外保育所運営事業補助規則に基づきまして、共働き等による、保育を必要とする幼児を受け入れている私立認可外保育園、現在2園ございますが、2園に対しまして運営を円滑に実施するため、運営費の一部を助成しております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、現在2カ所あるということなんですけれども、園児の推移ということで、過去3年間、26年から3年間、それと今年、29年度始まっていますので、今年度の現段階の数字も一緒に人数を教えてくださいたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐野主査。

○子育て支援課主査（佐野貴敬君） 過去3年間におきます保育園の園児数につきましては、各年度4月1日現在で、平成26年度は士別南町保育園が36名、こぶたの家保育園が27名、27年度は士別南町保育園が44名、こぶたの家保育園が20名、28年度は士別南町保育園が36名、こぶたの家保育園が22名、29年度につきましては9月末現在になりますが、士別南町保育園が35名、こぶたの家保育園が18名の園児数となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 若干ばらつきはあるものの、やはり年々利用される方の人数が減っている感じが見受けられるのかなと思います。

それで、実際その補助に対してですけれども、基準に基づいて補助額が定められていると思いますけれども、その辺どのような補助基準になっているのかお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐野主査。

○子育て支援課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

士別市認可外保育所運営事業補助規則に基づきます補助の対象経費につきましては、基本額、保育室、賠償保険料、社会保険料、保育乳幼児数、障害児保育支援額、幼児健康診断料、そして冬期暖房料と定めております。

なお、主な補助基準につきましては、基本額が1施設につき年額35万円、特別保育事業を行っている場合は年額12万円、3歳未満児保育を実施している場合は年額8万円を加算するとともに、保育室に応じて常勤保育士1人につき年額46万円、児童数が40人を超過する場合は常勤保育士1人を加算し、これらに該当しない常勤保育士及び非常勤保育士分は、全員の週労働時間に基づき1人につき年額36万円を、更に調理師1人につき常勤保育士の0.5人分として加算することとしています。

また、保育園が負担している健康保険料及び厚生年金保険料、児童手当拠出金に対して2分の1を加算し、保育乳幼児の受け入れに対しましては、開設期間に応じて、幼児1人につき月額2,000円、乳児1人につき月額1万5,700円、障害児童が1名以上在園する施設には年額10万円を助成するほか、冬期暖房料として灯油代の3分の1を助成するなどの基準を設けております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。



○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それで、ただいまの御説明いただいた補助基準、算定基準については今回質問しませんが、当初、定めたこの基準額が、現在子供が少なくなってきた状況の中で見合うものになっているのかという部分と、何年か前に認可外保育所の質問もさせていただいたときに、市の見解としても、認可外保育所の設置はまだ必要であるという見解をいただいた経緯がございます。

そういった意味も含めて、これからまた更に園児数が減る可能性が高いのかなというふうに思っているんですけども、これまでの補助基準で対応し切れなくて、運営資金が回らなくなって、また園が閉園する可能性もあるのではないかなというふうに思っているんです。そういった意味から考えますと、新たな補助基準といたしますか、今後継続して運営を続けていくために、また別な施策が必要なんじゃないかなと思っているんです。

認可外保育所が、やはり一番大変なのは、当然その利用料と市の補助で運営しているわけですが、その大半が人件費ということで、経費の6割から7割が恐らく人件費かかると思うんですけども、なかなか保育士にしても昇給できないという課題もありますし、本来であれば5人つけたいところを雇えなくて4人で何とか、法令の定める中、ぎりぎりでやっているということもございますので、なるべく市のやっている保育と、そういった意味での運営の差がないような形で運営できるのが望ましいのかなと考えています。

そういった意味で今後、補助基準の見直しといたしますか、拡大というんでしょうか、その辺今後、例えば園と協議されている経緯があるのかとか、今後拡大する考えはあるのかどうかという部分、ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 平岡こども子育て応援室長。

○こども子育て応援室長（平岡恵子君） お答えいたします。

現在、市立保育園においても保育士不足によって、潜在の待機児童が発生しているのは事実です。認可外保育園におきましては、子供たちの受け入れをしていただきまして、そういう多大なる協力をいただいているのが現状です。

先ほど渡辺委員もお話あったように、市内2カ所、認可外保育園がありますが、これまでも地域に根差した保育運営をしていただいて、もう御尽力を本当に多大なるものをいただいています。

保護者の皆さんが、安心して育児ができる環境を提供していく上で果たしている役割は大きいことは認識しておりますので、そこで渡辺委員からもお話のあったように、やはり現行の補助基準等は、園児数によって左右する部分がかなり大きくなっています。その部分を考えながら、認可外保育園の決算等も確認をしながら、安定した運営が厳しいというお話があった場合には、補助基準等の見直しを視野に入れて検討していく必要があると考えています。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私は、主要成果報告の30ページになりますけれども、すくすく子育て支

援事業に限ってちょっと質問をさせていただきたいと思います。

決算額で76万9,000円出ておりますが、この76万9,000円で実施した事業の内容について、もう少し説明をいただきたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐野主査。

○子育て支援課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

本事業につきましては寄附金を主な財源としており、市内の認可外保育園、幼稚園を対象に、保育士、幼稚園教諭の資質向上のための研修旅費の助成、それと体操教室や各種研修会の開催費用、また保育、教育環境の充実を図るための教材費や備品購入費等の助成を目的として実施しているところです。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 使われた金額はそうなんですけれども、一方、決算資料の不用額の調書を見ると、これは8ページになりますけれども、児童福祉費、児童福祉総務費で負担金補助及び交付金で、すくすく子育て支援事業で20万円不用額が出ていますけれども、この不用額20万円の内訳についてお聞きをしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐野主査。

○子育て支援課主査（佐野貴敬君） お答えいたします。

不用額の内訳につきましては、暖房機器の購入費として10万円、教材費等の購入費として10万円、計20万円の執行残額となっています。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 実はこの事業、当初予算では主要成果にも書いていますけれども、ふるさと納税において、すくすく子育て支援として受けた寄附として当初予算を組んでいました。その金額については51万1,000円、後に、補正でスタンプ組合から地域福祉基金に役立ててくださいということで寄附があった部分の28万円を充てて、一般財源で22万を補填して補正をしました。

こういった場合に特財、いわゆる、目的のあった基金に執行するといったやつが当初予算で残ってしまったと。そこに一般財源が絡んできた場合にどういう仕組みでその基金に戻す。実際には3月に取り崩すんでしょうけれども、一般財源と基金のあり方について、その戻す、使い方について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 藪中子育て支援課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えします。

本事業については先ほどお話ありましたとおり、財源とした基金の予算額は79万1,000円で、同じく決算額は72万9,000円となっております、その差額が6万2,000円となっております。

この基金の差額につきましては、基金から取り崩しを行わなかったこととなりますので、そ

のまま基金に積まれている状態になっておりますので、この金額につきましては、次年度以降の事業の実施に充てるということになっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） たまたま今回のこの事業のケースで、2つの基金があったんですね。

僕ちょっと確認したかったのは、最初、ふるさと納税においてすくすく子育て支援として受けた寄附、これはさっきも言いましたけれども、当初から一般財源なしの特財で充てると。これがもし、この部分で執行残が残ったときは、それはもちろん一般財源を充てていないので寄附金に戻すというか崩さない形になるんだろうと。もう一方、その地域福祉基金にプラス一般財源を充てて予算を執行するという補正をやりました。この場合、補助残が出た場合には、要は一般財源を残すのか、基金を残すのか、戻すのかという部分なんです。

そこら辺の事業の中身によって違ってくると思うんだけど、今回のスタンプ組合からいただいた地域福祉基金としての28万円の特財と、22万円を充てた一般財源の場合の執行残が出たときには、どうするのかということの確認なんです。

○副委員長（喜多武彦君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今回の事業につきましては、先ほど委員のほうから御説明ありましたとおり、予算といたしましては当初予算、補正合わせて事業費で申し上げますと108万6,000円の予算現計に対しまして、実際の基金による特財という部分では79万1,000円ございました。残りの22万円については、予算上一般財源ということの構成になっております。

その結果といたしまして、決算といたしましては76万9,000円執行した形になりまして、その財源内訳といたしましては、国のほうからの補助もございましたので、申しわけございません。先ほどちょっと予算のところの内訳で7万5,000円、国のほうの予算があったというのを申し忘れたんですが、それに対して国のほうの補助の決算額といたしましては4万円、それから基金のほうのその他特財ということで72万9,000円、こちらのほうを充てさせていただいたという結果になっております。

この部分につきましては、予算現計に対してその結果としての決算ということで、決算状況を踏まえた財源の執行ということになっておりますので、こちらについては今回は全て予算どおり、国の補助以外については基金を充てさせていただいたという内容になっております。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ちょっとその点で確認をさせていただきます。

最初言いましたように、ふるさと納税としてすくすく子育て支援として受けた寄附金は、一般財源は充ててなかったのが補助残はそこにまた戻すと、切り崩さないと、基金のほうに。で、地域福祉基金の一部と一般財源を充てた予算の執行残が出たときには地域福祉基金、そちらを

優先して使うと。残るのは、一般財源のほうが残ったという処理にするということでもいいんですよね。

○副委員長（喜多武彦君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

実際その財源を、今回の部分につきましては、基金を財源として最終的に充てさせていただいたという形になりますけれども、あくまで予算に基づいて、結果として所要額があって、その中で予算に基づく財源の措置ということになりますので、今回については予算の範囲内で基金を、国の補助を除いた72万9,000円については、基金を充てさせていただいたということでございます。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 基金の使い方からすれば、そういう言い方になると思いますので、わかりました。

もう一つちょっと気になったのが、たまたま成果報告書を見ていると、すくすく子育て支援では事業の概要で書かれているのは、あくまでもふるさと納税において、すくすく子育て支援として受け取った寄附をというところなので、この成果報告書だけ見ると、ふるさと納税で子育て支援として受けた寄附、要は72万9,000円あったんだと。でも、これ聞いていたら、途中でその地域福祉基金というのも使っていたと。これもスタンプ組合からいただいたものを基金として積み立てたということならば、もう少しこの成果報告書の精度を高めるべきじゃないかと。

ましてや、その寄附をいただいた部分を使ったということになれば、少なからずその実施の概要には地域福祉基金もという部分が入ってきてしかるべきだなと。そのほうが僕は丁寧にすべきだと思うんだけど、たまたま今回、この2つの基金が入ってちょっとややこしくなっているんですけども、実際の成果報告書の内容というかつくり方について、その精度をもう少し上げてほしいと思うんですけども、そこら辺の見解を財政としてコメントを求めておきたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今回の主要施策成果報告の概要説明の中で、今、委員のほうからお話がありましたとおり、ふるさと納税の寄附を活用しというような流れで記載の説明をさせていただいていることから質問だと思います。

実際、当然、主要施策の成果報告につきましては、当然補正を含めた全体での決算額の内容についてお示しする内容となっておりますので、今回補正を含めて、特に財源といたしましては今お話ありましたとおり、地域福祉基金を活用しての流れとなっているわけございまして、その部分については現状としては記載されていない状況となっております。実際、私も、この決算の主要施策の成果報告書を作成するに当たり、どうしても限られたスペースの中で概

要説明を記載させていただいている点から、その点、確かに説明に不足があったという状況にはなっております。

今後については、今お話にありましたとおり、より丁寧でわかりやすく、また、なるべく詳細についてもできる限り表記できるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 先ほど村上委員からも質問がありました一時保育事業について、私からも質問します。

最初、利用実績について触れようと思いましたが、村上委員への答弁で了解しましたので割愛します。

この一時保育事業、非常に先ほどやりとりがあったように需要が伸びています。あくまでも福祉ではありますが、一種のビジネスといいますか、事業と考えても非常に収益性が高く、今後も子供が少なくなっているのに伸びが予想されます。

今年度はちょっと頭打ちだということですが、ただ、特に聞いておきたいことは、私的理由での利用が増えているということです。それはあいの実保育園、あさひ保育園とも主にお母さんですね、私的な理由によって増えている。あさひにおいては66%が私的理由だということなんですが、この私的理由というのをもうちょっと詳しくお答えいただけますか。

○副委員長（喜多武彦君） 前澤あさひ保育園主査。

○あさひ保育園主査（前澤亜由美君） お答えいたします。

利用事由につきましては、あいの実保育園では保護者の就労、求職活動などや保護者のリフレッシュ、入園準備に向けての利用、また、上の子の学校行事参加などの利用となっております。

あさひ保育園は、私的理由として保護者のリフレッシュによる利用が最も多く、そのほかとしましては上の子の小学校参観、買い物、育児休業後の復帰による入園のための準備としての利用がありました。

このことから、一時保育事業が周知され、利用の利便性が保護者に浸透してきたことが利用増加の要因であると考えます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

特にあさひで、上の子が学校で参観日だから、下の子を一時保育料を払ってまで預けるというのはすごいことですね。その辺、何ていうか、私的理由による利用というのを、保育園のほうというか市のほうで許容範囲の解釈を広くしているのかどうか。一時保育事業を始めたときの私的理由ということについての解釈と、今の解釈というのは違っていますか、それともずっと変わらない解釈でやっていますか。

○副委員長（喜多武彦君） 前澤主査。

○あさひ保育園主査（前澤亜由美君） 一時保育の開設当初から私的理由での解釈は変更しておりません。

利用要件は、保護者の子育てによる身体的育児負担の軽減や育児ストレスなどの精神的負担に対するリフレッシュのためとなっております。

○副委員長（喜多武彦君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） すばらしいことですよね。

私、いろいろ一時保育について調べましたけれども、私的理由について非常に厳しい基準を設けている市町村もありますね。ママがリフレッシュするなんてことは、公的な保育園、公立の保育園では許せないんだみたいな態度をとる市町村もありますし、主にそういう親は私立の保育園に預けたりするんですけれども、公立の保育園でそこまで私的理由というのをちゃんと広く解釈して一時保育受けているというのは、これは私はすばらしいことなので、ぜひいろんな機会にPRしていただきたいと思います。

それで、特にあさひ保育園について、私、何年か前から一時保育の状況に注目してきましたけれども、以前、農閑期と農繁期で、一時保育の利用状況の差があるという答弁を一度いただいたことがあります。特に農業が忙しいときに預けるという状況が以前あったのかなと思いますが、今はその辺は平準化されているのか、それとも相変わらず農繁期にたくさんお子さんが来るのかという点についてお伺いします。

○副委員長（喜多武彦君） 前澤主査。

○あさひ保育園主査（前澤亜由美君） 委員お話のとおり、5月から7月、9月から11月の農繁期に利用が集中し、利用が全体の約65%を占めていた年もありましたが、ここ3年間においては、年間通じて大きな変動がなく利用いただいております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） また一つ明らかになった点です。

やっぱり季節によって預かるお子さんの数に差があり過ぎると、保育士の配置も考えていかなきゃならないので、ある程度平準化して、コンスタントにあさひ保育園に2、3人来るということでしたら、保育士の配置も安定するのかなと思います。

それで、もう一つお聞きしたいのは緊急利用の事由です。

昨年度は、あいの実保育園の2階のまっぼくりの保育室で緊急で319人、あさひ保育園で緊急で20人ということで、さっき村上委員の質問に対しての答弁でもちょっとありましたけれども、私があえて聞きたいのはこの緊急のところ、児童相談所につながなくてはならないケースがあるかどうかです。11月、たまたま児童虐待防止月間ですけれども、いわゆる家庭内暴力、DVや虐待とかというおそれがあるので緊急に預けられるという点は、そういうケースはありましたか。

○副委員長（喜多武彦君） 東川保健推進課参事。

○保健推進課参事（東川由美君） 緊急利用の事由の中には保護者の病気や出産、介護、看護、病院受診、冠婚葬祭のほかに委員お話のとおり、DVや虐待などの利用理由も入っていますが、士別市においてはそのようなケースは現在のところございません。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 何よりだと思います。

最後に、保育士等のスタッフが足りているかどうかという問題は、先ほど村上委員がお聞きしていましたので、私からは食物アレルギーの問題です。

あさひ保育園もあいの実保育園も給食を出しています。一時保育の子供にも、当然給食が出るわけですが、食物アレルギー、年々もう対応が複雑になっています。卵アレルギー、牛乳アレルギー、大豆アレルギー、お米アレルギーなんていう児童もいるわけですがけれども、そういった多種多様なアレルギーに、一時保育の園児に対してしっかりと対応しているかどうかをお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 東川参事。

○保健推進課参事（東川由美君） 通常保育における食物アレルギーの児童は年々増加の傾向にあります。アレルギー食の提供の際には、医師の診断と食物アレルギー対応マニュアルに基づきまして、保護者と保育士、栄養士、調理師とが連携をして対応をしているところです。

一時保育におきましては、毎日異なる児童が利用しております。アレルギー食品や症状も一人一人異なることから突発的な利用もあります。全ての児童に常に誤食のない安全な食事を提供することは困難なことではありますが、アレルギーのある、なし、食べることでできる献立内容などについて保護者から聞き取りを行う中で、可能な限り給食の提供ができるように努めているところです。献立の中に保護者が心配な点がある場合につきましては、お弁当やおやつのお持参をお願いしております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この件、質問するたびに思うんですけども、本当に士別の一時保育、充実しています。

以前、合宿者とかマラソンランナーで、子連れでママさん選手が来るというときに、こういう一時保育も使えるよという話、以前、教育長などもしていましたので、ぜひそういった交流人口の、来られたときに、こういう保育も利用できるよというのは、士別のこれはいいアピールポイントになると思いますので、市長にぜひ肝に銘じていただきたいと思います。これで終わります。

○副委員長（喜多武彦君） 第3項生活保護費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第4款衛生費の質疑に入ります。

第1項保健衛生費について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 空き家対策事業について質問させていただきたいと思います。

本議場においても、数年前から空き家対策については論議がされてきて、平成27年の年度途中から空き家・空き地バンクということで設置がされました。それで、28年丸1年やって本年度、現在までで、おおよそ丸2年ぐらい経過したということになるかと思うんですけども、まず設置したこの目的をお知らせください。

○副委員長（喜多武彦君） 佐藤建築課主査。

○建築課主査（佐藤志津子君） お答えいたします。

本事業は、人口減少、少子高齢化に伴い、増加傾向にある市内の空き家や空き地の情報を広く提供することで空き家や空き地の流通に寄与するとともに、2地域居住や他地域からの移住促進等を通じて、地域の活性化を促進することを目的としております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それで、これまでの実績ということで、ホームページ上に空き地と空き家、載っていますけれども、その成約件数も含めて実績という形で数字をお示してください。

○副委員長（喜多武彦君） 佐藤主査。

○建築課主査（佐藤志津子君） お答えいたします。

委員お話のとおり、空き家・空き地バンクにつきましては、平成27年度の開設から約2年が経過いたしました。登録件数の内訳といたしましては、空き家が16件、空き地が7件の計23件であり、うち6件の空き家について5件が売買、1件が賃貸として成約に至っております。

また、昨年10月からは、北海道空き家情報バンクと連携したことで、物件に対する問い合わせは月15件程度と徐々に増加していることから、今後も利用者の増加に期待しております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

この空き家に関しては、当然、士別にお住まいの方も、例えば家を探しているときに、町なかであいていそうな家を見つけて、例えばそれを市のホームページの空き家バンクのほうを見て、載っていなかったなとか、そういったケースも結構多々あるのかなと思います。

そういった意味からも、まずはその登録件数を増やしていくということも大事なのかなと思いますし、あとは、その利用者の方が見やすいものもつくらなきゃいけないということで、まだまだ課題があるかと思うんですけども、現段階で実際2年間やってみて、課題とか事例も含めてそういったことを、どのようなものがあつたのかということと、それに対する改正点、今後に向けてどのようにお考えかお示してください。



○副委員長（喜多武彦君） 峯垣建築課参事。

○建築課参事（峯垣智剛君） お答えします。

本市の空き家・空き地バンク事業における大きな特徴としまして2点が挙げられます。

1点目につきましては、事業開始に当たって、地域担当職員が空き家等の調査を行って実態を直接把握するとともに、その所有者にアンケートを行い、事業の周知や登録の促進を図ったことがあります。

もう一点が、協力事業所との連携です。建設業や設備業者、不動産業だけでなく金融業などさまざまな事業者が協力事業所として登録していただいたことで、空き家を取得する際の融資や住宅のリフォームなどへの対応が早いことに加えて、地元業者の利用促進についても意義のある事業だと考えております。

課題としましては、月に数件ある物件の登録の申し込みの際に、所有者の希望の不動産業者がなく、仲介をする際に購入希望者とのトラブルが起きかねないことから、特別な場合を除いて登録時に仲介業者等の登録を必須とするなど、事業実施に伴うふぐあいの修正が今後必要と感じております。

また、登録から2年を経過した物件については一度抹消され、再登録が必要な手続となっておりますので、今後の事業を円滑に行うために規則の改正など、見直しを視野に検討が必要だと感じております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 士別のバンクに関しては、今お話がありました協力業者ということで、不動産業だけではなくて、いわゆる建設業であるとか、今お話のあった金融業も協力業者になっているということで、これ、他の自治体のバンクを調べてみますと、意外と不動産業の業者の方だけが登録事業所ということになっているので、そういった意味からは、本市の協力体制というのはすばらしいなと思っていますので、また更に、利用促進に向けていろいろ改良するところは改良していただきたいと思いますと思います。

それで、今後に向けて空き家、今はバンクの事業に対してのお話、質問をさせていただきましたが、空き家に対して今後、先ほどの目的にもございましたけれども、2地域居住や他地域からの移住促進という観点もございますので、そういった意味で今後どのように本市のほうでは取り組んでいくのかということ、もしあればお話いただきたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐々木建築課長。

○建築課長（佐々木 誠君） 本事業は当初、空き家対策の一環として移住定住の促進のほか、主に市民向けの事業としてスタートいたしました。市外からの問い合わせが複数あることや市外居住者との成約が成立していることから、今後は空き家を所有している市外居住の方への登録を再度依頼するとともに、協力事業者の不動産業者に物件の相互掲載を提案するなど、登録物件数の充実により利用促進を図ります。

また、国において全国空き家対策推進協議会が今年度8月に設立し、参加団体は正会員、これは地方公共団体なんですけれども、950の団体47の都道府県と903からの市町村から成り、士別市も参加しているところなんですけれども、その中で全国版の空き家・空き地バンクの開設なども検討されていることからその動向に注視し、新規登録数の掘り起こしを行うとともに、住宅セーフティーネット法や住宅宿泊事業法、通称民泊法の活用など民間活力との協力も検討して利用促進に努めます。

○副委員長（喜多武彦君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私のほうから少し補足して答弁をさせていただきます。

ただいま民泊法の関係に触れさせていただきました。これまで27年の第2回定例会から三度にわたって、この空き家バンクの制度のあり方ですとか利用促進に向けた取り組みについての一般質問、いずれも井上議員からいただいているところであります。

この中で、昨年28年第2回定例会の一般質問では、売買だけではなくて賃貸借に向けた取り組みと、こういったことも考えてみてはという御提言をいただいたところであります。その際の答弁の中で、これは移住・定住促進につなげることはもちろんでありますけれども、新たな取り組みとして、例えば本市の実情としては合宿チームや、そして冬期間の自動車試験研究の宿泊不足があります。そして、労働力が不足している農業、それから介護施設、こうしたところの就労対策と、本市のまちづくりと連携をした実効性の高い制度の運営を目指していきたいというふうに、私答弁させていただいたんですけれども、このときのイメージとしましては、例えば市と、J A、社会福祉協議会など、そこが寄り添って連絡協議会みたいなものを設立して、各業界の今の問題点、さまざまな問題点等々をそれぞれが検証し合って、そして、この空き家を活用した利用促進を図りながら、それぞれの分野に活用してもらえないかというイメージでおりました。

しかしながら、行政や個人、法人がこうした宿泊を伴う事業を運営するに当たって、例えば東京都内では、空き家ですとか個人住宅の空き部屋を、外国人観光客に開放しながらといったものを既に取り組んでいる事例がありますけれども、これらについては厚生労働省が所管する旅館業法、そして国交省の観光庁が所管する住宅宿泊事業法、通称民泊法と言っていますけれども、ここの規制緩和をめぐる結論待ちと。今現在グレーの状態ということが続いているものですから、なかなかこの立ち上げまでには至っていない部分があります。

しかしながら、来年30年6月には、この規制緩和を組み込んで新民泊法として施行される予定であります。ですから、その規制緩和の状況等々を見ながら、具体的に本市のさまざまな問題を抱えている関連機関等々に集まっていただいて、連絡協議会的なものを立ち上げて、そして、この空き家の利用促進に具体的に取り組むを進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 最後、部長の答弁いただいたので、私も最後一言、思いを言わせていただきたいんですけども、確かに民泊法と、ただいまお話のあった旅館業法ということで報道等でも出ていますけれども、そもそもこの空き家対策に関しては、それこそ担当部署もこちらとなっているように、やっぱり景観の意味からとかそういった観点で、いわゆるデメリット的な観点が、管理ができないであるとか景観によくないという部分で出てきた話ですけども、逆をいえば、ただいまお話あったように空き家をいかに有効利用するかということで、極端に言えば、もうそれは宝であるとも言えるぐらいだと思うんで、そういった意味からも今後、士別市、また高校もありますので、下宿とかも含めて何か活用できないかということ、協議会でぜひ検討いただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○副委員長（喜多武彦君） 第2項清掃費、第5款労働費については通告がありませんでしたので次に移ります。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

第1項農業費について御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、農業費の中の農業農村担い手支援事業について伺いたしたいと思います。

まず初めに、士別の基幹産業であります農業の担い手不足ということで、担い手支援事業を行っている中で、研修助成、賃貸助成、就農相談など、さまざまな支援を行っておりますけれども、各事業によっては利用件数が少ないのが残念であります。

私も、この担い手支援事業を、今後とも力強く進めたいと思います。その中でも、本市の今後の担い手支援事業の必要性についての考えをお聞きしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 市橋農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

担い手支援事業につきましては、就農研修者や新規就農者、新規参入者など、本市の基幹産業である農業の担い手や意欲ある農業者を育成し、魅力ある農業の確立と活力ある農村を構築するためにも必要な事業でありますので、支援内容については検証していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） その中でなんですけれども、今回の事業で就農啓発事業の中の就農相談に行ったということなんですけれども、今回札幌のほうだと思うんですけども、多くの相談があったのか、また、その手応えも含めてお聞きしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

平成28年度に参加いたしました就農相談会は、札幌で公益財団法人北海道農業公社が開催いたしました北海道新規就農フェアであり、農業を仕事にしてみたいと考えている学生や社会人、

求職者などの来場者と、そういった方々を採用したいと考えている農業法人、就職を支援する市町村などの相談窓口、農業に関する教育、研修を行う機関、農業関連団体が一堂に会する就農相談会です。

本市の職員1名とJA北ひびきから1名の2名で参加しております。フェアでは約500名の方が来場されておりまして、本市のブースへは3名の方が見えております。内容といたしましては、学校卒業後の進路に向けた情報収集であったり、あと転職検討に向けた情報収集といった新規就農につながる相談はございませんでした。

本年も、11月11日に札幌で同様のフェアが開催される予定となっております、そちらのほうにも参加をする予定となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） なかなか就農の相談の本腰まで行かなかったということもあるんですけども、やはり多くの人たちの中へ飛び込む、そういうことも必要だと思うんですけども、今回は札幌に行かれたということなんですけれども、また道外でも、やっぱりこういう就農相談の中へ飛び込んで、本市のPRも含めて積極的な行動をとっていただきたいんですけども、そういう考えもちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○副委員長（喜多武彦君） 藪中経済部次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、道内の相談会には平成23年から参加しておりますが、同時に平成23、24、25と3年間、東京の全国就農相談会にも土別から参加をしております。参加は札幌同様に、行政と農協ということで参加をしておりますが、3年間実施してきたわけなんですけど、人数は道内よりも多く、1,000名以上の方の御来場があったということなんですけど、北海道への相談者が北海道への憧れというか、未開の地ではないんですけど、そういった意識が強くて、北海道で就農というよりも就業といいますか、法人や何かへの就職を前提とした相談というのが多くて、そういったことを踏まえて3年間やってみたんですけど、一旦取りやめようということで東京への相談会は現在は行っておりません。

ただ、全国的に担い手不足ですとか農家人口の減少というのは同じでありまして、全国の自治体や関係団体が就農について意欲的に活動してございます。土別市におきましても、そういった意味からも、今後も全道、そして多くの関係団体にも声かけをしていきたいと思っております。

その中で今年は、帯広の畜産大学ですとか深川にある拓殖大学、それから酪農学園大学といったような農業関係の大学に出向きまして、就職担当者の方と面談をいたしまして、ぜひ土別への御相談をしていただきたいというようなこともしてございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、私のほうも担い手対策について質問させていただきます。それ

で、村上委員の質問と重複しない範囲、考え方も含めてお聞きしたいと思います。

それで、札幌の就農相談会には3名の方が訪れたと。印象としては非常に少ないなという気がします。

そこで、今後の問題として、本市として、例えば農業研修、あるいは滞在の施設整備をしっかりと、農業を学べる環境を整えるということが、本市の受け入れの本気度をしっかりと伝えるために効果的でないかというふうに思います。

更に、体制として市が1名、JAが1名と、更に地元の思いを伝えるということであれば、いつでしたか、昨年でしたか、受け入れ協議会設立されました。受け入れ協議会の皆さんにも御協力いただいて、更に既に新規就農をしている方もおられますから、その人方と一緒に、本市の農業の魅力だとか現場の声を直接伝えるという体制を組んで、就農相談会に臨むべきだというふうに思います。

担い手対策は、本市の基幹産業の農業の根幹にかかわる問題だというふうに思いますので、この点について、考え方について、できれば副市長に考え方をお尋ねしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

言われるとおり、農業の担い手をしっかりと本市の中で確保すると。本市というか本市において確保していくということは、基幹産業の農業でありますので、極めて重要な事項であると思います。

私も経済部に在籍したときに、就農相談会等々にまいりましたけれども、東京においては、今、藪中次長から話ありましたけれども、北海道に対する憧れで相談の会場に来るという方が多いというのは、私が東京の相談会に行ったのも十数年前ですけれども、そのころと変わっていないという思いを今しております。

それで札幌も、就農相談会について今3名ということでもありますけれども、就農相談会に行く前に、やはり士別の農業がどういうところだと、どのような状況だといったことをしっかりと発信しておくことが重要ではないかと。

それで、大西委員お話のとおり士別で就農されている方、この方、就農相談会に行く前に、そういう方々の状況もしっかり発信して、そして士別の農業とはこういうことだよといったようなことを広く知ってもらった上で、相談会には私もまいりますといったようなことも情報としてお伝えした中で、その時点で相談会の前に、興味を持っていただくというような仕掛けが重要だなと思いますので、今後についてはそういうこともしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

それと、研修の施設といったようなお話もございましたけれども、これにつきましては、我々もいろいろ検討した中で、今は地域でしっかりと学んでいただくということを第一としてやって、その後、そういった場の必要性に至ったときには、しっかりと考えを組み立てていくといったようなことでやっておりますので、その辺についても、総体として今後の担い手対策と

いうことでは、いろんなその時代、その時代にいろいろ対応も変わってくるかと思しますので、そのようなことをしっかりと頭の中に置きながら、今後も担い手対策に当たってまいりたいというように思います。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、副市長から見解をお伺いしました。

そして、今おっしゃることをそのまま完全に実行すると、きっと成果が上がるんだというふうに思います。

それで、次の質問に入ります。

グリーンパートナー推進事業ですけれども、28年度は11月12、13ということで実施をされたということで、女性が14名、男性が14名の参加で行われたと。農業体験も含めてその内容と、どういうことでツアーをやったか内容と、それから男女別のできれば年齢構成、それから女性の方がどちらからお見えになったのか、いわゆる居住地についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

28年度のグリーンパートナー推進事業につきましては、当初8月20日、21で予定しておりましたが、大雨によりまして11月12、13の日程に変更となっております。当初、8月ということでは収穫体験等も検討しておりましたが、ちょっと11月になりましたので、そちらのほうは実際事業内容としては組み入れておりません。事業内容といたしましては、対面式グループトーク行った中で、その後ボーリング、あと羊飼いの家での夕食、あと世界のめん羊館での見学や文化センターでのピザづくり体験など交流を図ったところです。

それで、本事業の参加者年齢構成なんですけれども、男性につきましては20代が4名、30代が7名、40代が1名、50代が2名です。それで、参加した女性の居住地と、あと年齢構成ですけれども、札幌近郊が一番多く11名、士別市内が3名となっております。年齢構成は20代が4名、30代が4名、40代が5名、50代が1名となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） このツアーを行った、いわゆる結果というんですか、何ていうんですか、聞かんとすることはわかると思うので、その辺ちょっと。

○副委員長（喜多武彦君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） 28年度につきましては、残念ながら結婚まで至った事例はございません。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これからだと思うんですが、この事業、7、8年たつんだと思うんです、始めてから。それで28年度までに成婚、いわゆる結婚された方が6組というふうに聞いていま

す。一定の成果は上がっているなということでもあります。

これまで延べ人数、男女別に延べ人数と年齢構成、それから女性の先ほど28年度でお聞きした、いわゆるお住まいの、いわゆる居住地についてどういう傾向なのか、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

直近でのお話になるんですが、25年度男性参加者は19名、女性の参加者は20名、女性の参加者の居住地ですが、札幌近郊が8名、旭川近郊が9名、そのほか3名となっております。26年度につきましては男性参加者が17名、女性参加者が18名、女性の居住地なんですが、札幌近郊が13名、旭川近郊が4名、市内が1名、27年度につきましては男性が8名、女性が11名、札幌近郊が8名、旭川近郊が2名、その他が1名となっております。

あと年齢構成につきましては申しわけございません、今手元に資料がありませんので、ちょっと御説明ができないです。申しわけございません。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど言ったように、今まで相当の数が参加しております。

そして、結果も一定程度出ているということでもありますので、ただ、この事業を継続する上で課題とされていることが何かあるのか、それから出席した特に女性の意見、あるいは要望が特徴的なことが何かあったのか、含めてお聞きしたい。

○副委員長（喜多武彦君） 藪中次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） 23年からのこの事業を行いまして、6組の方が御成婚と。

今年につきましても、いい雰囲気を進めているというお話も聞いておりますので、期待をしているところでございますが、課題といたしましては、数年前にも男性参加者の中で意見が出たんですが、出たというか、男性参加者に申し上げたんですが、やっぱり内気といいますか、積極性が少し足りないということで女性のほうからございまして、もっともっと男性のほうから引っ張っていくというかそういった態度が必要だという御意見をいただきまして、それを男性参加者のほうにもお伝えいたしまして、翌年になりますけれども、そういったことを踏まえまして勉強会といいますか、何ていうんですか、服装から言葉づかいですとか、リードをするにはというような勉強会みたいなものしながら、うまくいくようなということで取り組んでございます。

あと、女性の御意見としては、外でアウトドアのスポーツですとかトラクターの試乗体験、外でのバーベキュー体験といったようなことが希望として上がってございます。そういったものは毎年ではございませんが、なるべく取り入れて実施するようにしてございます。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 課題というか、男性の性格まではどうしようもないと思うんですが、いわ

ゆる、いろんな意味で担い手対策の一環でありますから、そういう意味ではこれからもこの事業を進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

寒冷地作物の生産向上促進事業で、これも議会で何回かお尋ねしたり意見を申し上げた経過であります。

そこで、種子馬鈴薯採取圃設置事業についてお伺いしますけれども、本当、いつも思うんですけれども種子馬鈴薯採取、取るという字を書いているんですけれども、たね、種という字、どっちが正しいのか、ちょっとあとで参考までに教えていただきたいと思います。

それで、種子バレイショの作付けの推移なんですけど、調べてみますと、25年度で4戸で9町5反ございました。それから26年度が1戸減って3戸で8町3反、それから27年度が同じ戸数3戸で8町、28年度が2戸で6町5反、29年度も更に減少しているというふうに聞いております。これは支援策、政策を打ちながら効果が上がっていないということでもありますから、支援対策のあり方について改めて考え直す必要があるのかなということでもあります。

そこで、28年度の予算審査でも意見として申し上げました。その中で、生産部会との意見交換、あるいは先進事例の調査を行うことも検討したいということで、私のほうで申し上げたところ、そういう答弁でありました。この件について、具体的な取り組みの経過についてお尋ねをしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 林農業振興課参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

その後の意見交換については、28年11月に種芋の生産者と、29年3月、予算審査の後です。生食加工馬鈴薯生産組合の部会長と意見交換しております。

その中で出た意見、たくさん出ているんですけれども、おおむね何点か申し上げますと、罹患した株の見分ける技術というか、病害に侵されたような株の見分ける技術などがすごく難しいという、あと、栽培上のいろいろなルールとか規則とかがあって、そういうものを独学で学ぶのは難しいという話が課題として出ていまして、あと、もう一点言いますと、種芋の播種、あと選別の手間、それと収穫後の保管などが妨げになっているのではないのかというようなお話があったところです。

あと、先進事例の調査についてですけれども、予算審査のすぐ後です。農協さんのほうに視察に行けないかというような、部会が農協さんの部会員の方も一緒にということで考えていたものですから、農協さんに提案して、具体的には、もうすぐ行ったほうがいいんじゃないのかということで、道北名寄に選果施設があると聞いていたものですから、そちらのほう、まず行けないかという提案をしたんですけれども、もう既に農協さんのほうで役員の皆さん、視察をされたばかりということで、それについては、まず、すぐ行くということではできないということだったんですけれども、引き続き視察先なのか、あと、どういう形で行くのがいいのかということを検討していただけるということで今日に至っているんですけれども、9月に農協さんと、あと1市2町の意見交換会で、視察について農協さんのほうからお話がありまして、まだ、



引き続き検討をしているんだけど、実施時期については未定とのことでお話を聞いております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 意見交換会の中で栽培技術、これ、国の防疫法に基づく栽培ですから非常に難しいというのがあります。

これは、栽培技術講習会等々でクリアできるんだと思いますし、それから、後でもう一回お尋ねしますけれども、選別の問題、あるいは保管の問題についても、これ物理的な問題ですから、これは何とかなるんじゃないかというふうに思います。

ただ、私が28年度の予算審査で申し上げました。その後も、この問題についていろいろと質問なり御意見申し上げました。種子バレイショについては、先ほど言ったように大変な作業なので、なかなか栽培技術も伴うということで戸数が増えない。ただ、本市の畑作についてバレイショは輪作をとる上でも、何回も申し上げていることですが、非常に重要な作物であります。そういう意味で、もととなる種子バレイショの確保が、まず最優先に考えなきゃならんということですから、これは全道的な課題でもあります。

それで、主産地の例えば十勝地方でどういう栽培をしているのか、あるいは、どういう行政の支援がなされているのかということも含めた先進事例の調査をやるべきだというふうに申し上げたときに、それは前向きに検討すると、前向きと言ったかどうかは記憶ありませんけれども、検討するということでした。

それは農協と相談して、どうもJAのせいにはしているかなとふうな聞こえ方をするんですけども、これは行政として積極的に、やっぱり言ったんですから議会で、29年度もやっていません、恐らく。今、要するに決算審査やる上で私の個人的な考えは、次期の予算に反映すると。反省、検証をして、そういう意味で28年度の予算、それから決算のときに申し上げたんで、これ1年おけると、またおくれます。どうして、その先進事例の調査を積極的にやれなかったのか、理由をしっかりと教えてください。

○副委員長（喜多武彦君） 林参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） まず先進地事例、市だけで行くという方法、そういう考えに、まずなかったというところもあるんですけども、まず市だけでということでは考えておりませんでした。

やはり施設になりますと、農協さん中心になってということになっていきますので、その支援策といっても、市のほうからこういうものをつくれとかということじゃなくて、やっぱり一緒にやりながら考えていきたいという思いがありまして、ある程度、我々ちょっと欲張りまして、生産者までということちょっと考えたりなんかしているんですけども、今のところ農協さんの的には生産者全員じゃなくて部会長とかそういう方、あと農協さんも施設を建てるという中心になるという考えがありますので、そういったメンバーで、どこに行ったら一番、我が

まちとしてはいい事例になるのかというところを、みんなで一緒になって考えるということで、そういった意味で少し時間をとっているというか、かかっているという事で御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 常日ごろ、行政スピード感を持って進めるということで言われています。

スピード感ですからどの程度の速度かわかりませんが、いわゆるこういう政策については、種子バレイショは1年に1回しかとれないということですから、いまだに行く、行かんよりは、どういう先進事例があるかの調査ぐらいは市でできるんでないでしょうか。そういう意味で、まずそれからでもいいんで、そこの検討をまだいまだにしていると、1年も前から。

そういうことはちょっとどうかと思うんですが、この辺についてはこれ以上言っても仕方ありませんけれども、農協と連携とってやるというのは当然だというふうに思いますので、速やかに、いい先進事例があるか、ないかもわかりませんが、何とかこの政策を打って種子バレイショ、安定的にここで生産するというのは極めて高いハードルですけれども、少なくとも現行よりは面積を増反していくという意気込みで、結果は別です。そういう意気込みで政策展開していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど言った選別の関係でありますけれども、現行の支援策は10アール当たり1万円でしたよね。これは基本的な考えをお聞きしますと管外と管内の価格差を補填すると。どうしても管外が価格が高いので、その価格差を補填するという事で10アール当たり1万円を支援しているというふうに聞いております。違えば、後で言っていた方がいいんですが、これはいわゆる所得確保の支援と。

そしてもう一つ、さっき言った栽培技術なり労力の問題なりありますから、これもJAと当然協議をしなければならんですけれども、選別の方法、これも非常に難しく個人ではなかなか大変だということで、選果場の整備をするべき。一部やっているようなんですけれども、これに対する、整備に対する支援も考えるべきではないかと。当然、広域でやること何回もお話をしています。JA北ひびき、広域農協ですから、ほかの町、特に剣淵等も種子バレイショつくっていますので、その所得確保の支援と、それから労力軽減の支援ということも含めて検討したらどうかというふうに思います。

何年も10アール当たり1万円ということでありましてけれども、政策展開する上では効果が出ないなという判断のときには検証をして、より効果的な政策を打つ。これは行政の仕事ではないかというふうに思いますので、この辺の見解をお聞きしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 林参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

まず、今やっています種子馬鈴薯採取圃設置事業の中身なんですけれども、種芋生産者の経営の安定化を図る目的で、北ひびきの種芋生産組合に補助している内容でして、金額について

は10アール当たり1万円が上限ということになっています。最近ではずっと、先ほど委員もおっしゃられたように価格差を一定の基準にしていますので、価格差が大きいということで、ずっと上限の1万円の補助ということになっておりまして、28年度実績的には650アールの圃場設置に対して65万円を補助しているという中身になっております。

選別施設、選果施設の市の考えなんですけれども、農業施設の設備投資ということになってきますので、通常でいけば、農産物の売り上げから施設の利用率などを集めて、償還していけるような施設というのが望ましいと考えております。

まず、市の支援につきましては、国の補助事業などの活用というのが基本になってくると考えております。その補助事業の活用を検討する中で、償還に必要な利用料金の設定だとかそれが賄えるような利用率の確保、これがきちっとできるかどうかということもそういう検討を支援して、過大な投資にならないように検討を支援していくというのが、まずは基本と考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から少しお答えさせていただきます。

先ほど御指摘をいただきました研修先の問題につきましても、スピード感を持ってというようなことで御指摘をいただきまして、この部分につきましては、先ほど参事のほうからもお答えをさせていただきましたけれども、今後、速やかに農協と十分協議をしながら、これは私たち行政側だけというような考え方でなかったものですから、もうこれは農協と十分協議をしながら速やかに対応していきたいというふうに思うのと、それと今の選別の関係ですけれども、これも1市2町の意見交換会の中でも私たちも提起をしましたし、当然、農協のほうでもこの課題についてはわかっておりまして、農協のほうは、今年、上川総合振興局のほうに、選果場の集約ですとかそういったものに関して、相談にも向かっているというふうに私たちも聞いております。

そういったことが今後どういうふうな方向になっていくのか、そういうのを見きわめながら、市の支援というようなものがどんなことができるのか、今後考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 選果場、先ほど私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、これは個人の選果場ということではなくて、例えば、JAの共選をやるときに、道のほうに国の補助事業がないかどうかということで検討しているという話聞いています。それで、ハードにするのか、あるいは利用率一部助成するのかを含めて、そういうことを検討してほしいという意味です。

それから、この項目は終わりたいと思うんですが、経済部長が言ったスピード感を持ってや

れと言ったんじゃないくて、スピード感を持ってやると言うから、どうなったんですかと聞いたんで誤解しないでください。

○副委員長（喜多武彦君） ほかに、御発言ございませんか。大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、同じ農業費で、バイオマス資源堆肥化施設管理運営事業についてお聞きしたいと思います。

堆肥の成分分析と、それから堆肥の製造についてお伺いしますけれども、肥料取締法というのがあるんですけれども、この中で、堆肥を販売するには主要な成分の含有量などを表示するということになっていきますけれども、27年度の堆肥成分分析の未実施による不用額が出ています、20万8,000円でしたか。この要因と、それから取締法に基づく表示に影響はないのかどうか、この点と、それから、あわせて成分の分析項目と、28年度やっていなくても、その前の年やっていると思うんですが、直近の数値をあわせてお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 上川環境生活課主査。

○環境生活課主査（上川 学君） お答えいたします。

まず、堆肥成分分析の未実施の要因につきましては、まず生ごみ堆肥と下水汚泥堆肥の分析につきましては、4月からの製品出荷に合わせまして直近の成分を確認するため、2月に実施する予定でありましたが、いずれも未熟であり、分析することができなかったことが要因であります。

また、肥料取締法で分析することが定められていますけれども、その内容としましては、肥料取締法では肥料ごとに分析項目が指定されておりまして、登録する際に分析結果を登録課に提出することになっております。肥料の登録後につきましては、分析の回数、頻度など、肥料取締法で定められてはならず、分析の実施は生産者の任意となっているところでございます。

生産した製品につきましては、品質を表示しなくてはならないということがありますので、品質表示の成分に間違いがないか定期的に分析をして確認に努めることになっているところであります。

今回、分析ができなかった結果によって不明な部分はありますけれども、これにつきましては、これまで成分分析は5回実施をしております、各数値の結果は大きな変動もないことから安定しております、成分表示は分析結果の平均を採用し、29年4月以降も出荷をしております、利用において支障はないものと考えているところでございます。

その分析項目ですけれども、特殊肥料の生ごみ堆肥は、窒素、リン酸、カリ、炭素、ヒ素、カドミウム、水銀となっております、普通肥料の下水汚泥につきましては、窒素、リン酸、カリ、炭素、銅、亜鉛、石灰、ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛というふうになってございます。

肥料登録後の製品への成分表示につきましては、いずれの堆肥も、窒素、リン酸、カリ、炭素、窒素比の表示が必要となっているところでございます。

成分分析の結果につきましては、直近の分析が平成28年2月ということになります。まず、

窒素につきましては1.79%、リン酸につきましては1.36%、カリにつきましては2.07%、有機炭素につきましては20.96%、水銀につきましては0.03ミリグラム毎キログラム、ヒ素につきましては1.9ミリグラム毎キログラム、カドミウムにつきましては0.3ミリグラム毎キログラムとなっております。下水汚泥堆肥の成分分析の結果につきましては、これも28年2月に実施をしております、まず窒素につきましては1.68%、リン酸が2.18%、カリにつきましては0.38%、有機炭素は17.07%、石灰全量が1.2%、水銀0.27ミリグラム毎キログラム、ヒ素が9.6ミリグラムキログラム、カドミウムが0.6ミリグラムキログラム、鉛が19ミリグラム毎キログラム、ニッケルが30ミリグラムキログラム、クロムが39ミリグラムキログラム、亜鉛が980ミリグラムキログラム、銅が200ミリグラム毎キログラムというふうになってございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この中で、いわゆる重金属濃度というのは、さっき銅と亜鉛の濃度でしたか、これはどうなんですか。別々に測る、その濃度はわかりますか。重金属濃度。

○副委員長（喜多武彦君） 上川主査。

○環境生活課主査（上川 学君） お答えいたします。

生ごみの成分分析につきましては、亜鉛と銅とは対象になっておりませんので今お答えしませんでしたけれども、亜鉛については78ミリグラムキログラム、銅につきましては17ミリグラムキログラムというふうになってございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

次に、28年度の収支状況ですけれども、堆肥の売り払い収入が81万円ありますけれども、これに対するいわゆる水道光熱費だとか人件費だとか運搬費、いわゆる費用分の収支状況について、参考までに教えていただきたい。

○副委員長（喜多武彦君） 上川主査。

○環境生活課主査（上川 学君） お答えいたします。

堆肥化施設の収支状況について御説明申し上げます。

収入につきましては、生ごみ処分手数料が428万7,000円、堆肥の売り払い収入が81万円、太陽光余剰電力販売料が6万6,000円、計量設備使用料24万9,000円、収入合計として541万2,000円となっております。

支出につきましては、人件費1,156万9,000円、燃料費、電気料、設備修繕料などの需用費989万円、作業車両検査、作業手数料などの役務費103万9,000円、設備点検委託、構内道路除雪委託、作業業務委託などの委託料573万7,000円、作業機械リースなどの使用料及び賃借料37万8,000円、建物修繕の工事請負費154万4,000円、副資材などの原料費469万8,000円、車両購入に係る備品購入費74万2,000円、重量税の公課費2万5,000円、支出合計3,562万2,000円とな

っております。

収支の差額につきましては、マイナス3,021万円となっております、28年度のうち、単年度の一時的な経費482万5,000円を除いた収支はマイナス2,538万5,000円となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 費用が3,500万程度ということで、そうしたら28年度のトン当たり製造原価は幾らなのかと。それから、1袋当たり販売していますよね、その価格をちょっと教えて、トン当たりの価格。

○副委員長（喜多武彦君） 上川主査。

○環境生活課主査（上川 学君） お答えいたします。

まず、堆肥の製造原価ですけれども、トン当たりになりますと、1トン当たり5万8,000円というふうになります。

製品の販売料金につきましては、まず生ごみ堆肥のばら売りについては税別2,000円、下水汚泥堆肥につきましては1トン当たり税別1,500円。袋入り堆肥につきましては、これ希望小売価格になりますけれども、生ごみ堆肥580円、下水汚泥につきましては530円というふうになってございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 最後の質問ですけれども、参考までに教えていただきたいのは搬入量、搬出量とも当初計画ありますよね。当初計画と比較して、28年度の実績と比較してどうなのか教えていただきたい。

○副委員長（喜多武彦君） 上川主査。

○環境生活課主査（上川 学君） お答えいたします。

原料の受け入れですけれども、平成25年当初の計画と28年の実績の比較につきましては、まず家庭系生ごみ、計画が1,330トンに対しまして実績が940トン、29.4%の減。事業系生ごみは、計画1,215トンに対し、実績500トン、58.8%の減。野菜残渣は、計画419トンに対しまして実績393トン、6.2%の減。下水汚泥は、計画808トンに対しまして実績1,028トンで27.2%の増というふうになってございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） まだ農林水産業費の質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前 1 時 5 0 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

---

○副委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業費の質疑を続行いたします。

農業費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 農業費の中の国営農地再編整備事業について、何点か伺いたいと思います。

この国営農地再編整備事業上士別地区でありますけれども、平成21年から工事がスタートしまして、本来ならば28年度で完了する計画期間でありましたけれども、何年か延びているという状況の中ではありますけれども、決算の審査ですので、28年度時点での事業の進捗率とあわせて、その計画との対比を含めて御答弁いただきたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 喜多国営農地再編推進室主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君） お答えいたします。

国営農地再編整備事業上士別地区の事業進捗率と、計画との対比についてのお尋ねでございますが、当初、事業期間は平成21年度から平成28年度の8カ年となっております。平成28年度までの基盤整備は、受益面積825ヘクタールに対し719ヘクタールまで完了し、28年度までの進捗状況は面積ベースで87.1%となっております。平成30年度には基盤整備の完了、平成31年度事業完了を予定しているところであり、計画より3カ年ほどおこなっている状況となっております。以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） この資料いただいたとおりに、おこなっているものの30年度でほぼ面工事のほうは終了し、31年度で総事業が完了するという流れになっているようですので、そこそこの速さで完了しているのではないかとというふうに思っております。

それで、実際には31年度で事業が完了して、そこから換地がスタートするのかもしれませんが、もうそろそろこの事業に当たって、市が負担する事業費のうち、市が負担するものはどの程度の金額になるのかと。工事が完了していない中で正確な数字は出ませんけれども、おおむね市が負担する事業費、負担額これがわかれば教えていただきたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 喜多主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君） お答えいたします。

国営農地再編整備事業における、市が負担する事業費についてであります。事業費の4%をガイドラインにより市が負担することとされており、事業主体であります北海道開発局の試算では、現時点の事業費は190億1,000万円を見込んでおり、市の負担額は7億6,000万円程度の負担となります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 国営事業だけあって、国・道の負担分も含めて自治体が負担するのが4%と、それで7億6,000万円が市が負担する額ということなんですけれども、この7億6,000

万円、どういう方式、どういう形で支払っていくのか、その補助残を負担するのかということについてなんですけれども、その考え方をお願いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 喜多主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君） お答えいたします。

市の負担方法としては、過疎対策事業債を充当する予定でありまして、当起債におけます交付税の充当率は70%と予定しております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 7億6,000万円で過疎債、7割が交付金で戻ってくるということですね。

でも、そうすると過疎債の農地改良事業に対する充当率が何%か、その年度年度で変わってくるかもしれませんが、今の段階で、土地改良事業の過疎債の充当率というのはすぐもうわかるもんなんですかね。例えば、今年でいくと土地改良事業、これ高かったんであれなんだけれども、土地改良事業の過疎債の充当率という何かはわかるもんですか。

○副委員長（喜多武彦君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

過疎債のメニューにあてはまる事業ということであれば、その事業に対する充当率は過疎債の場合100%ということになります。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そこで100%で、それで70%が実質、2億ちょっとの部分なんですけれども、実際これが事業が完了して、はい、過疎債借りますという年度というのは、今事業進捗いつている分だけ31年度になるんですか、32年度の予定なんですかね。

○副委員長（喜多武彦君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

31年度で事業が完了予定ということになっておりますので、翌年から国営事業の場合負担金の支払いが発生するということから、32年度に過疎債を借り入れするという形になります。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 念を入れてなんですけれども、32年度約2億何千万円過疎債、その財源の手当て、めどというのは大丈夫なんですよね。一気にその新しい負担が出るわけなんですけれども、その見込みというのは大丈夫なんですよね。

○副委員長（喜多武彦君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

現状の過疎債の適用期間というのは32年度になっているということと、あと、また過疎債のその年の発行額というのは、その年度の地方債計画の中で全国的に決められる形になります。



その配分に応じて、実際全額対象になるかどうかという部分はありますけれども、基本的には対象になるものと考えております。

以上でございます。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 4%の負担分ということで、さすが国営の事業で高率の補助率で大変やはり地元も恩恵があるのではというふうに思っています。

次の内容になりますけれども、この国営農地再編整備事業、区画整理などのハード事業だけではなくて、ICT農業の推進を初め、さまざまな事業もあわせて展開されていますけれども、この事業の中で法人化を組織するというのも、この事業の遂行の中でうたっていましたけれども、実際この地域内での法人化に対して、計画とその実績についてお答えをいただきたいと思っております。

○副委員長（喜多武彦君） 喜多主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君） お答えいたします。

国営農地再編整備事業上士別地区は、大きく4つに分かれて事業を進めております。

昨年、最後となります1地区にて法人が設立されまして、計画どおり各4地区に法人が設立されたところであります。法人によって、事業による農地の大区画化や換地による農地の集約を行うことで、これまでの個人経営から、担い手を中心とした集落経営体による集落営農を目指し、ここで労働力の受け皿や、新たな担い手も参入して営農ができる体制整備もあわせて目指すものであり、農業者の担い手確保対策に加え、地域コミュニティの再編への取り組みもあわせて目指しているところであります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 計画どおり法人化は組織をされたということなんですけれども、実際の法人化が組織されてそこに参入している、加入している農家戸数は、今回の地区の受益戸数からすると、どの程度その法人化の組織に加入されているのか、お伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 喜多主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君） お答えいたします。

法人の構成農家戸数であります、4法人で21戸となっております。国営農地再編整備事業上士別地区は、事業当初、受益農家戸数も75戸でしたが、現在は離農されている方もいらっしゃり39戸となっております、農地の集約が図られている状態となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 計画当初は75戸、今実際に受益戸数となっているのが39戸、そのうち21戸が法人化に加入をされていると。計画当初75戸、今の段階で39戸ということは、この工事を行っている段階で既に離農されていると、土地はもう手放されたということになるんですか。そ

の75戸から39戸の減った戸数というのは、この事業によって離農されたということなんですかね。

○副委員長（喜多武彦君） 三上国営農地再編推進室長。

○国営農地再編推進室長（三上正洋君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、事業が始まる前に地域の中でお話し合いをされた中で、上士別地区の受益者の方々、もう高齢の方々が多かったということもございます。前段の中で、事業期間の中で工事が始まる前に農地を手放された方もいらっしゃいますし、工事期間中に例えばお亡くなりになられたですとか、体調崩されたですとか、そういった方々もいらっしゃるという結果の中で、今現在の39戸というような現状になっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 当然、2ヘクタールとか3ヘクタールしか持っていない人たちは、6ヘクタール、7ヘクタールになるので当然そこで差異が出てきて、この機会に離農するわという方もいらっしゃると思うんですけれども、今、39戸の農家戸数、受益戸数が、今後事業完了までは、そんなに動かない数字と見ていいんですかね。ちょっと体調悪くなって営農続けられないから私やめるわというんならいいんですけれども、今の39戸が事業完了までにはそう変動はないというふうに見ていいんですかね。

○副委員長（喜多武彦君） 三上室長。

○国営農地再編推進室長（三上正洋君） お答えいたします。

今の御質問でございますが、基本的に39戸これは変わらないといった形でございます。

先ほどちょっと説明も漏れてしまいましたが、39戸といいますと個人を指しているというふうにも捉えがちなんですが、実はその中にも、先ほど御質問のありました法人も1戸というふうな形でカウントされております。もともと75戸の中には、既にスタートの段階で1戸の法人があったんですけれども、その法人に加えて、その法人がまた個人の法人として農地を持っている、これも1戸の受益者とカウントしておりますし、その法人を構成されている方が、個人で農地を所有されている方も1戸というようなカウントされていますので、いわゆるダブルカウントとなっているところも最初のスタートの段階でございました。

今現在、ここまで戸数が減ってきているのは、法人化が4法人が立ち上がり、その4法人の構成員の方々が、個人の農地というわけではなく、もう土地の名義を法人の名義にしているといった形で、39戸というような形で減少しているというような形です。

実際には、その上士別の農家さんの方々もそのまま法人の中の構成員として複数、今まで受益者だったんですけれども、1戸の法人としてカウントしているというのも原因としてございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君）　そうですね、75戸からいきなり39戸になったら、そのときは離農したのかなというふうに思いましたけれども、そういう意味でいくと法人に集約された農家の人もいるということですから、農家人口でいけばそうそう減っているのではないというふうに解釈をさせていただきます。

後はどうなんでしょう、法人化されてその中で労働力というのは、この事業の遂行上単純に戸数で割ったら相当、1法人当たりの営農面積というのは増えたんでしょうけれども、それをこなしていく労働力の確保というのは、目安として大丈夫なんですかね。

○副委員長（喜多武彦君）　喜多主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君）　お答えいたします。

先ほど言いましたように、離農された方におきましては、多くの方が離村せず法人から春と秋の繁忙期には農作業の依頼をされ、営農作業の人手として活躍されている状況となっており、地域として離農された労働力が活用される等、問題ないというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君）　松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君）　ぜひ、離農しても離村させないといった取り組みの中で、行政のほうも、行政だけじゃなくて農協さんもそうなんだろうけれども、力を合わせてそういう取り組みを強化していただきたいと思います。

もう一つ、4つの法人化になったということで、計画どおり遂行しているということなんですけれども、この事業の中で、もう一つ集落型経営体ネットワークというのもうたわれていました。実際、この集落型経営体ネットワークとしての実績というのは、どの程度達成されているのかお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君）　喜多主幹。

○国営農地再編推進室主幹（喜多伸光君）　お答えいたします。

集落型経営体ネットワークについてであります。最後の法人が昨年設立されたばかりであり、現状といたしましては、4法人がネットワークを組むような状態には至っておりません。

今後、基盤整備が終わり、各法人が大型圃場での法人営農になれてきたときには、農業機械、高齢農家等人材の情報共有をし、効率的かつ安定的な農業経営をサポートする、集落型経営体ネットワークの設立を地域として目指しているところであります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君）　松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君）　最後が27年に法人になったということで、4つそろっての足並みがなかなかまだそろわない時期でもあるんでしょうけれども、ぜひ、この国営農地再編整備事業、面だけではなくてそういったソフトの部分も含めて、道内、全国のモデルとなるような経営体にぜひしていただきたいと思いますので、引き続き、行政の支援をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○副委員長（喜多武彦君） 第2項林業費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、林業費の有害鳥獣の一時保管施設について何点か質問させていただきます。

この施設、28年度事業で今年4月から供用開始をしているということで、以前に常任委員会でこの施設を見せていただきました。28年度の事業費が6,265万3,000円ということで、27年度の測量調査、それから車両費導入含めて総体の事業費が7,151万4,000円で整備をされたということで、非常に立派な施設だというふうに見せていただきました。

そこで、冷凍コンテナ、これはメインとなる施設ですけれども、冷凍コンテナ2基で今の現状で保管能力が十分確保されているのかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 鶴岡林務課長。

○林務課長（鶴岡明広君） お答えします。

冷凍保管庫につきましては、エゾシカの鉄製運搬かごを8基収納するように計画で整備しております。また、湧別町の処理施設につきましては、エゾシカの入った運搬かごを8基になった時点で大型トラックにて運搬しております。

したがいまして、基本的には冷凍保管庫1基で対応可能ですが、運搬前にエゾシカが大量に搬入された場合、また、保管庫が故障したことの備えとして、2台の冷凍保管庫を購入したところでありますので、現時点につきましては、保管庫については2台の冷凍保管庫で十分な容量と考えております。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

それで、現地見ると、運搬かご等のいわゆる備品の収納場所が、どこになるかちょっとわかりませんでしたので、日常的に保管場所というのは確保されているのでしょうか。

○副委員長（喜多武彦君） 多羽田林務課主査。

○林務課主査（多羽田 司君） お答えいたします。

先ほど申しました車庫につきましては、運搬かご8基を収納する格納庫として、また、パレットを保管する格納庫として利用しております。また、ほかに物品ですとか用具の保管場所としても利用しておりますことから、車庫の利用についてはそのようになってございます。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 車庫に収納するという事なんですけれども、車両、フォークリフトとか車だとかというのと一緒に収納できるのでしょうか。

○副委員長（喜多武彦君） 多羽田主査。

○林務課主査（多羽田 司君） 申しおくれましたが、当然、フォークリフトは車庫に格納する形となっております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、もう一つの施設で管理棟、いわゆる事務所なんですけど、床面積が13.8平方メートル、これにトイレ、水回り、机、備品を置くと余り広くは感じませんでした。それで、日常的に打ち合わせだとか何か使うときには、ちょっと狭過ぎるという感があるんですけども、支障ないんでしょうか。

○副委員長（喜多武彦君） 鶴岡課長。

○林務課長（鶴岡明広君） お答えします。

保管施設の通常の搬入に対して、職員というか委託しておりますが、職員については2名を原則としておりますので、2名であれば十分な面積と考えております。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、全体事業費先ほど申し上げました7,151万4,000円と、それで、事業費の構成比を見ると、冷凍コンテナが2基で989万8,000円、構成比が13.8%、それからもう一つ管理棟含めて2,422万4,000円、これで約34%ということで、構成比を見ると非常にこの管理棟、車庫のウェートが高いなという気がします。

それで、参考までに教えていただいたんですが、機械電気設備を除いた、いわゆる建築主体工事で車庫が723万4,000円、それから管理棟が689万1,000円ということでした。これは平方メートル当たり単価に置きかえると車庫が17万8,000円、坪当たりになると58万8,000円、それから管理棟が平方メートル当たりになると49万9,000円、坪当たりになると164万8,000円。

確かに先ほど言ったように、見せていただきましたけれども立派な施設であります。特に管理棟については、先ほど言った人員2人で使うということで、打ち合わせ等々は余りやらないようなんですけれども、これはあくまでも個人的な感じで非常に高価な建物だなと、できればもう建ってしまったんで申し上げませんが、坪当たり単価は床面積が少ないんで当然高くはなりますけれども、もう少し規模や構造について検討する必要があるのかなという印象であります。

それで、参考までにお伺いしますけれども、本年4月の供用開始から7月26日現在までの搬入実績、エゾシカが403頭、ヒグマが6頭、合計409頭。運搬処理実績が、同じ26日現在ですけれども、エゾシカ、ヒグマを入れて396頭でありました。以降、今現在までの4月からの供用開始からの保管頭数を教えていただきたい。

○副委員長（喜多武彦君） 多羽田主査。

○林務課主査（多羽田 司君） お答えいたします。

4月以降10月末現在までの数字で申し上げますが、エゾシカにつきましては636頭、ヒグマ30頭、計666頭の受け入れを行っております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 第3項水産業費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第7款商工費の質疑に入ります。

第1項商工費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） 商工費の特産品振興対策事業について伺います。

地元特産品PRの内容と効果ということで、特産品の品目とそれを選択した経過、それからPRの内容、結果、効果についてどのように捉えているのかについて、まずお聞きしたい。

○副委員長（喜多武彦君） 小林商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

この事業につきましては、地場産業の振興を目的に、地元の畜産物等を活用した特産品を広く道内外へPRし、販路の拡大を図っております。

平成28年度の事業実績につきましては、札幌などで開催されますイベントに参画いたしまして、特産品の販売や、地元食材を使ったラム串などの調理販売の実施、また、特産品の設置店確保のための商談や、観光雑誌へのPR広告の掲載などを実施いたしました。

効果につきましては、食のイベントや物産展への出品などにより、特産品を広く道内外において広角的にPRを行うとことで、知名度の向上は図られていると考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 品目なんですけれども、ラム串はわかりましたけれどもあとは何があったのですか。

○副委員長（喜多武彦君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

品目につきましては、それぞれの参加をしております食イベント、物産展、それぞれによって違いますけれども、調理販売等を行います食イベントにつきましては、先ほどお答えをさせていただきましたラム串等を使っておりますが、それ以外につきましては、会場によって冷凍設備がある、なしと違ってということもいろいろ要件がございますが、土別のいももちなんかは冷凍食品として持って行ってありますし、この間、翔雲高校生とタイアップした中で開発してきました天サイダー、そして土別の水やうんメェ〜♪パイなどなど、特に加工品、日持ちをする加工品というところが主なものというふうになっておりますが、そういったところを品目としております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。次の質問に移らせていただきます。

同じ商工費のサハリンの経済交流事業について伺います。

この事業については、本市を含めて9市でしたか連携して、バイヤー招聘事業、あるいは企業相談会に連携をして実施していると。本年も参加していますけれども、2016年、ユジノサハリンスク道北物産展2016ということで参加をしていますけれども、内容と効果。それからもう

一つこのサハリン経済交流事業、今後どうするのかも含めてお伺いしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 佐藤商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（佐藤政臣君） サハリン経済交流事業におけます、道北物産展の開催につきましての実績と効果ということで、私のほうから事業の実施につきまして、平成28年度におきましては、サハリン経済交流促進協議会を設立してきております。

こちらにつきましては、これまで道北物産展実行委員会を発展的に解消しまして、新たに道北地域とサハリンとの人・ものの交流拡大と、地域間交流を推進するために設立し、事業を実施してきております。

道北物産展開催事業におきましては、ユジノサハリンスク道北物産展2016といたしまして、28年度につきましては4日間の日程で開催をしてきております。士別市からは市職員2名、事業者1名の3名の体制で参加しております。販売品としましては、地場産品6商品を販売してきております。また、同時期に開催をされておりました北海道で開催するビジネス商談会にも参加してきております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 私のほうからは、今後の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま答弁をさせていただきましたとおり、道北物産展につきましては、本年をもって5年間が経過したということでありまして、28年度からは、経済交流ということで新たな事業も実施をしてきております。そういったところ、一定程度この9市が加盟しております推進協議会のほうでも、当然この後にはなりますが、これまでの物産展5年間の総括、そして発展的に実行委員会を解散し、新たな経済交流促進協議会を立ち上げて、28年度実施をしてきたパイヤーとの商談ですとか、旅行関係者の招聘事業なんかを行ってきておりますが、それを今後どういうふうにしていくのか、そういったところのこれまでの事業の検証をしっかりと行っていく中で、そういったところも、9市の考え方なんかも含めて、士別市として今後どのような形でこの協議会へ参加をしていくのか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 私のほうから、商工費の羊と雲の丘観光施設管理費、羊と雲の丘観光施設整備事業について、成果報告書の58ページの部分を質問したいと思います。

平成26年から羊飼いの家の改修が始まりまして、27年にはウッドデッキの設置など、28年度についてはバーベキューハウス横の通路、トイレ改修を行ったということになっています。

この事業の経緯と目的については、昨年松ヶ平委員がウッドデッキの部分で質問したときにある程度聞いていますので、簡単にこの部分はお聞きして、今後、羊と雲の丘観光の施設整備をこれからまだ続けていくのかという部分をお聞きしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 小林主査。

○商工労働観光課主査（小林真二君） お答えいたします。

まず初めに、事業の経緯と目的でございますが、羊と雲の丘は、平成27年度ひつじ年を迎えるに当たりまして、建設後22年を経過している、羊飼いの家などの羊と雲の丘一体の再整備を進めるため、平成25年6月に市民15名からなる羊と雲の丘観光推進プロジェクト会議を立ち上げ、整備を進めてまいりました。

平成26年度の羊飼いの家のリニューアル工事を初めとしまして、平成27年ウッドテラス設置などの工事を実施いたしました。平成28年度につきましては、利用者の更なる利便性の向上のため、バーベキューハウスから屋外トイレにつながる通路と、トイレの改修工事などを実施しているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、今年度につきましてはウッドテラスにテーブル、ベンチの設置、羊と雲の丘駐車場拡幅工事などを実施しているところでございます。今後につきましても、市民や観光客に親しまれる観光施設づくりに努めてまいります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ありがとうございます。

今回、トイレまたウッドデッキのところに椅子などを設置したということなんですけれども、それで、羊飼いの家バーベキューハウス横のトイレ改修する前に、本来であればバーベキューハウスのハウス自体もちょっと古いんですけれども、それよりウッドデッキが今設置してありますけれども、その部分が木製でできていますんで腐食がして、板がもう危ない状態というか、くぎ自体がきいていない状態になっていますんで、やはりあそこの施設は家族連れなど多くのいろいろな方が訪れると思うんです。それで、子供とかもたくさん来るところでもありますんで、くぎとかがやはりきいていない状態だと、どうしても走り回ったらくぎが浮いてくる。そして板自体が腐食していますんで、シーソー状態になってがたがたしているという状態のまま、放置しておくというのはどうかなと思うんですけれども。

安全的にやはりけがのないようにするのが施設管理者の、というかまずそこを直してから次の段階という形だと思うんですけれども、その辺についてお知らせください。

○副委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

十河委員お話のとおり、昨年バーベキューハウスからトイレに向かうまでの通路の部分、工事のほういたしました。今お話があったとおり、もともとのバーベキューハウスのテラスの部分、非常に今おっしゃられたとおり、くぎの問題ですとか腐食の問題というのは確認しております。

現在、例年そうではありますが、10月末をもって営業のほうは一時冬期間ストップという形になりますので、また来年、例年でいきますとゴールデンウィーク、市民参加の木柵整備のとこ



ろぐらいからオープンを予定しておりますので、次年度において、時期的なものについては例年ゴールデンウィーク前にオープンしているということもありますので、その前の段階で、しっかりと補修できるような形をとっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

今年春ぐらいからそういう状態が続いていたんじゃないかなと思いますんで、来春までにきちっと整備していただきたいと思います。

それで、今回のバーベキューハウス横の通路、私も行って見てきました。トイレのほうも以前はちょっとにおいがしたり虫がいて、余り使いたくないというようなトイレじゃなかった部分があると思います。わざわざ羊飼いの家のほうのトイレを使ったということもありました。実際に新しくなってから見に行ったら、やはり広くてきれいになって、下は段差もない状態になっていましたんで、とてもいいトイレができたなと感じました。

それで、中へ入ってトイレ等きれいな状態を見て、洋式のトイレを見てきたんですけども、入ったときは気がつかなかったんですけども、洋式のトイレから出てくるとき、目の前に洗面台が何かすごく近く感じたんですよ。これで車椅子の人が通れるのかなと一瞬不安になるぐらいちょっと近く感じたんですよ。そこで、総務部で持っている車椅子を借りて、そこを通ってみました。入るときは問題なかったんですけども、やはり出るときに、私車椅子そんなに乗ったことがないんで、操作が悪かったのかもしれないですけども、洗面台にやはりぶつかってそこに手をついちゃうんですよ。やはり車椅子の人、その借りた車椅子も幅が56センチの車椅子なんで、どちらかといえば通常か逆に狭いぐらいの車椅子だと思います。実際70センチまでの車椅子がありますんで、そう考えると70センチだとちょっと回れるのかなというような感覚を受けました。

そこで、せっかく新しいトイレをつくったんだったら、やはりバリアフリーもしていますし、車椅子対応になっているのかどうかわかりませんが、基本的に通れる通路を確保してほしいなと思うんですけども、その辺のことについてちょっとお伺ひしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

先ほどもお話しさせていただきましたが、羊と雲の丘観光振興プロジェクト、このプロジェクトにおいて、屋外トイレの改修について協議をしております。

当初は、車椅子などを利用される方のトイレにつきましては、26年に行いました羊と雲の丘の1階の売店、そして2階のレストラン、そちらのほうで多目的トイレを設置しようということで、26年度工事において1階と2階に多目的トイレを設置していることもありまして、屋外トイレの改修については、当初はそれまで和式だったトイレを洋式化にしようということで、改修計画を進めていましたけれども、よりよいサービスを求めていこう、でき得る限りのとい

うところの中で、屋外トイレの専用の多目的トイレまでは設置についてはできないまでも、車椅子の方も、1階と2階だけではなくて、屋外のトイレについても、車椅子の方も利用できるような形はできないかということで検討を進めまして、現在の形の車椅子の方が利用できる形にしました。

ただ、今お話がありましたとおり、専用の多目的トイレではないということもあり、一部既存の先ほどお話に出ました手洗いなんかにつきましては、既存のものを使用しているということもありまして、まっすぐ入れない、多少切り返しが必要になるという形で、御利用される方につきましては御不便をかけることもあろうかと思っておりますけれども、屋外トイレにつきましては現状のまま御利用いただければというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 現状のまま行くということなんですけれども、できればやはり車椅子の方、バーベキューハウスを使う方もいると思いますんで、ぜひ検討を今後考えていただきたいと。手洗いも、今は既存のものを使っているんで幅は広いですが、薄型とかいろんな形もありますんで、そういう検討も入れていただきたいと思います。

次に、27年に整備したウッドテラスなんですけれども、ウッドテラスの今現状、外側からは2段の階段になっていて、車椅子の方、足の不自由な方もちょっと厳しいんじゃないかなという段差があります。羊飼いの家の内部からもウッドテラスに出られるところはあるんですけども、そのサッシの下も、あそこはどうしても風が当たりますんで、水が入ってこないように、サッシの下もちょっと段差がついているんですよ。

それで、出られないことはないです、車椅子も。ただ、補助者がついていけば楽に出られますけれども、補助者がついていないと、ちょっと前が景観をよくするために手すりも何もついていないですよ。だから、どうしても前にばっと、羊の放牧しているほうに何かずっと出ていくような感じがするんで、ちょっと怖いんじゃないかなという印象を受けました。

それで、やはり外側にスロープをつけて外側からも入れるように、高齢者の方も使える、車椅子の方も上がれるというようなスロープに今後検討していただけないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○副委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

ウッドテラスにつきましては、委員お話のとおり、外側からの上りおりに対するスロープがないということもあって、外側からは車椅子の方については上りおりができないということがあります。ただ、お話のありました屋内からの出入りということにつきましては可能でございます。しかし、お話のとおり雨水、そして非常に風の強い場所でもありますので、ほこり、砂等々が入るということもあって、ドアのサッシのところに、そういった雨水等の侵入を防ぐためのプレートを設置しております。

この設置につきましては、高齢者の居住の安全確保に関する法律で定められています基準が、20ミリというふうに分けられておられて、この要件を満たす15ミリでの設置というふうにはしておりますが、そのプレートがあるがために、先ほどお話にもありました、介助がされている方については段差問題ないだろうと。ただ、介助のいない方、そして御高齢の方の車椅子御利用の方というふうになれば、なかなかそういった基準を満たしているという理由だけで、その段差を間違いなく越えられるということも、なかなか一概には言えないところもあるというふうに思っております。そういった方に対しましては、羊と雲の丘観光の現場職員の対応という形の中で、車椅子の介助等での利用というふうなことで対応させていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ぜひ、羊飼いの方が介助してくれるのであれば問題ないと思うんですけども、それだったら車椅子の方が声かけやすいような看板とか、お声をかけてくださいというようなものも、今後必要になってくるのではないかなと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

今回の決算審査の通告では、南町のあおば公園のトイレ改修についても通告を上げさせていただきましたが、今回の羊と雲の丘の趣旨と同じということでそっちを取り下げてもらって、この場でちょっとやりたいと思うんですが、士別には福祉まちづくり条例があります。その中の20条では、整備基準として「市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、トイレ、駐車場、歩道及び園路その他の多数の者の利用に供する部分の構造並びに設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう、整備をするために必要な基準を定めるものとする」整備規則も実際にあります。

それで、今回あおば公園のトイレ、和式から洋式に非常にいいトイレになっています。そして、南町のあおば公園は、周りに福祉の高齢者施設もあります。そういうお年寄りたちもあの公園でくつろいでいる姿を見かけるところでありますし、そのトイレを使う機会も多いと思いますので、そのトイレもよくなっているんですけども、入り口の段差があるんですよね。だから、せっかく福祉まちづくり条例の中の施行規則とかもありますので、せっかく直すときには、やはり段差も一緒に直していただけないかなと思うんですけども、施設整備に対する考え方もちょっとお聞きしたいと思います。

○副委員長（喜多武彦君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） まず、私のほうから車椅子の方、それから足の不自由な方などに配慮した、市全体の施設整備についての考え方について申し上げたいと存じますけれども、今本市におきましては、委員のほうからもお話ありましたように、平成15年に福祉のまちづくり条例を制定いたしましたので、この中で、公共施設の整備につきましては整備基準を定めております。

公共施設の新設、増築、改築などの際には、その整備基準に適合させるように努めることになってございまして、これまでも可能な限りこの基準を遵守する中で、施設整備に努めております。今後もこの条例に基づいて整備をしていくということになります。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 工藤建設水道部技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） 施設整備の個別の考え方でございますけれども、福祉のまちづくり条例に基づいてということで、トイレなどは整備を進めていくということになりますが、十河委員の御質問の中にございました、建設水道部が所管いたしますあおば公園のトイレについては、実際段差がまだ残っている状態であります。

ただ、これについては、まず子ども議会のほうから御提言がございまして、洋式化を進めてほしいということがございまして、まずは洋式化を進めていこうというところで整備をしたところであります。

まだほかに、公園トイレ洋式化が進んでいないところもございまして、最初に計画をまずは洋式化を進めていきます。それで、建物の耐用年数、耐用年限というのもございまして、恐らく将来的には建てかえが進められていくということもございまして、建てかえ時には、トイレのバリアフリー化をやはり積極的に取り入れていくべきだと考えております。

以上です。

○副委員長（喜多武彦君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ぜひ、バリアフリー化を進めていただきたいと思います。

本来であれば、やはりトイレを改修したときに段差もなくすというのが、本当はそのときにやるのが一番いいんじゃないかなと。その洋式化、洋式化として、段差があって使えないんだったら意味がないと思うんで、改修のときにやはり動線、周りの入り口もしくは段差等をやはりバリアフリー化に向けて、一緒に整備していただきたいというのが私の考えです。

以上で終わります。

---

○副委員長（喜多武彦君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時24分閉議）